

2020年2月21日

大阪市港湾局

局長 田中 利光 様

大阪市職員労働組合港湾局支部

支部長 荻野 英樹



2020年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件などについて（申し入れ）

日夜、市政発展に向け、港湾行政にご尽力されていることに敬意を表します。

私達は、この間、本部・支部一体となって、市行政の円滑な遂行と市民ニーズにこたえられる行政をめざし努力しているところです。

行政業務に見合う執行体制の確立は、市行政の円滑な推進や市民サービスの低下をきたさない観点から必須であり、また、業務執行体制の変更は勤務労働条件に大きくかわるものであると認識しています。

大阪港では、阪神港の国際競争力強化に向けた「国際コンテナ戦略港湾」の推進をはじめ、持続可能な港湾づくりにむけて、施設の耐震化や防災・減災対策の強化、新たな国際観光拠点の形成やクルーズ客船の誘致、臨海地域の活性化を図る課題などとともに、災害復旧、万博開催に対応した業務執行体制の確立が急務の課題となっています。

これらの業務に対応するためには、まず現状の職場繁忙実態の解消が何より重要であり、そのうえで新たな行政需要に対応すべきです。さらに、人員マネジメントにもとづき職員削減が進められている中で、時代の要請に対応し得る組織機構とするための十分な検証が必要であると考えます。

支部は、勤務労働条件が確保されるとともに、定年まで安心して働き続けることができる労働環境の整備に向け、支部・所属での十分な協議・説明を尽くすよう強く要請し、以下の点について申し入れるとともに、当局の格段のご理解と責任ある対応をいただきますよう申し入れます。

記

1. 2020年度事務事業の執行体制について、適切な労働安全衛生管理のもと、職員の勤務労働条件を確保すること。また、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は交渉・協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを決定した場合については、適切な方法で情報提供を行うこと。
2. 恒常的に繁忙状況が生じている部署について「仕事と人」の関係整理を行い、超過勤務の削減に向けた実効性のある具体的な取り組み内容を明らかにし、適切な労働安全衛生管理を行うこと。
3. 労働基準法改正に伴い超過勤務時間の上限設定が行われてきたことを踏まえ、「サービス残業」に繋がらないよう、適切な労働安全衛生管理を行うこと。

4. 職員の勤務労働条件が確保できるものとして、業務内容・業務量に見合った要員配置の内容について、年度途中に変更が生じる場合は、適切な交渉・協議を行うこと。

5. 3号船長をはじめ、海技職員など少数専門職種の職員については、やり甲斐がもて、安心して働き続けることができる職域を確保すること。また、職域と職種のあり方の見直しに伴って労働条件が変更となる場合は、適切な交渉・協議を行うこと。

6. 大阪港湾局の共同設置に伴う部屋問題については、職場狭隘とならないよう労働安全環境を確保すること。

以上